

年金に関する手続き

A

国民年金の手続き (遺族基礎年金・寡婦年金・ 死亡一時金の請求)

手続きの説明

お亡くなりになった方の要件やご遺族の要件により、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。お亡くなりになった方が死亡日に加入していた年金制度の違いにより、請求の手続き先が異なります。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

申請書等

- 年金請求書(国民年金遺族基礎年金)
- 年金請求書(国民年金寡婦年金)
- 国民年金死亡一時金請求書

持ち物

- 請求内容により異なります。お近くの年金事務所でご相談ください。

受付窓口

- 国保年金課 3階 12番窓口
- 大田年金事務所
またはご遺族のお住まいの住所地の年金事務所

期限

- 遺族基礎年金または寡婦年金
お亡くなりになった日から5年以内
- 死亡一時金
お亡くなりになった日から2年以内

〈問い合わせ先〉

国保年金課国民年金係 ☎03-5744-1214
日本年金機構 大田年金事務所 ☎03-3733-4141
大田区南蒲田二丁目16番1号 テクノポートカマタセンタービル3階

B

未支給年金の請求

手続きの説明

年金を受けている方がお亡くなりになったときにまだ受け取っていない年金や、お亡くなりになった日より後に振込された年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

未支給年金を受け取れるご遺族

年金を受けていた方がお亡くなりになった当時、その方と生計を同じくしていた、

- (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母
(6)兄弟姉妹 (7)その他(1)~(6)以外の3親等内の親族
未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

申請書等

- 未支給年金・未支給給付金請求書

持ち物

- ご遺族の関係により異なります。下記の窓口でご相談ください。

受付窓口

- 老齢基礎年金・厚生年金関係
大田年金事務所
またはご遺族のお住まいの住所地の年金事務所
- 遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金のみ
国保年金課 3階 12番窓口
またはご遺族のお住まいの住所地の年金事務所

期限

- お亡くなりになった日から5年以内

〈問い合わせ先〉

国保年金課国民年金係 ☎03-5744-1214
日本年金機構 大田年金事務所 ☎03-3733-4141
大田区南蒲田二丁目16番1号 テクノポートカマタセンタービル3階



年金相談に関する一般的なお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1165(一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※お問い合わせの際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。